

川西地域振興会会則

(名称)

第1条 本会は、川西地域振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、川西地域住民が協力し合い、地域の振興と活性化を図り、住み良い地域づくりに努めると共に、更なる地域の発展を目指して各種活動を推進する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の各種事業の請願陳情に関すること。
- (2) 地域の道路、河川、治山及び治水の整備促進に関すること。
- (3) 地域の自主防災、交通安全対策及び災害時における対応に関すること。
- (4) 地域の福祉向上及び自然環境保全に関すること。
- (5) 地域の教育、文化及び体育の振興に関すること
- (6) 地域の産業、観光交流及び若者定住の促進に関すること。
- (7) 地域づくりに関する調査・研究、地域の情報収集・情報発信及び地域コミュニティ向上に関すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、川西地域の全世帯とする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は十日町市役所川西支所内に置き、次のとおりとする。

- (1) 事務局に事務局員を置くことができる。
- (2) 事務局員は、会長が指名し理事会が承認する。
- (3) 事務局員は、会長の命を受け会計及び会務を処理する。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 会計担当理事 1名
- (4) 事務担当理事 1名
- (5) 理 事 18名以内（会長、副会長、会計担当理事及び事務担当理事を含む）

- (6) 代議員 55名以内
- (7) 監事 3名
- (8) 顧問 若干名

(役員を選出)

第7条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、理事の互選により選任する。
- (2) 会計担当理事及び事務担当理事は、会長が理事の中から選任する。
- (3) 理事は、代議員から選任し、4地区振興会各3名及び各種団体から代表5名とする。
また、有識者を加えることができる。
- (4) 代議員は、千手地区振興会から12名、並びに上野地区振興会、橘地区振興会及び仙田地区開発振興協議会から各7名、並びに各種団体から代表17名とする。また、有識者を5名以内で加えることができる。
- (5) 監事は、代議員以外から選任する。
- (6) 顧問は、川西地域の市議会議員とする。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員任期中に変更があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第9条 本会の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画立案を図る。
- (4) 会計担当理事は事務局員の会計業務を監督する。
- (5) 事務担当理事は事務局員の会務業務を監督する。
- (6) 代議員は、専門部会に所属する。
- (7) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、代議員総会に報告する。
- (8) 顧問は、本会から相談があった時、的確なアドバイスをし、請願陳情に際してできる範囲の協力を惜しまないものとする。

(役員報酬)

第10条 理事、代議員及び監事に報酬を支払うことができる。

(会議)

第 11 条 本会に代議員総会及び理事会を置く。会議は、必要な都度会長が招集し、議長は、会長がその任に当たる。

- (1) 代議員総会は、最高の議決機関とし、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- (2) 代議員総会は次のことを議決する。
 - ア 会則の改定に関する事
 - イ 会費に関する事
 - ウ 事業計画に関する事
 - エ 予算に関する事
 - オ その他、理事会において特に重要と認められるもの
- (3) 代議員総会は次のことを承認する。
 - ア 事業報告に関する事
 - イ 決算報告に関する事
 - ウ 理事及び監事の選任に関する事
 - エ その他本会全般に関する事
- (4) 代議員総会は、代議員の過半数をもって成立し、総会議案は出席者の過半数をもって決する。
- (5) 理事会は、会長、副会長及び理事によって構成し、事業計画、予算及び会務全般に関することを審議し、代議員総会に提案する。

(部会)

第 12 条 本会に地域振興事業の推進を図るため、専門部会を設置することができる。

- (1) 専門部会の構成は、理事及び代議員がこれに当たる。
- (2) 専門部会は、次の 3 部会とする。

- ア 総務部会
- イ 市民生活部会
- ウ 文化産業部会

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会費、負担金、市交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 15 条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この会則は、平成 23 年 9 月 7 日より施行する。

この会則は、平成 25 年 5 月 8 日より施行する。

この会則は、平成 27 年 5 月 13 日より施行する。

この会則は、令和元年 5 月 9 日より施行する。